

# お知らせ

記者発表資料

令和4年1月7日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田3-3-5

### 2. 指名停止措置期間

令和4年1月7日 ～ 令和4年3月6日 (2ヶ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

当該業者は、請け負った民間発注の工事において、建設業法第26条の規定に違反し、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和3年11月17日近畿地方整備局長から同法同条第3項に基づく営業停止処分を受けた。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号（建設業法違反）及びこれを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱について」及び「国土交通省所管の物品調達契約に係る指名停止等の扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

<問い合わせ先>

#### 中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

082-511-6063 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約課長

あべ たかし  
安部 隆司 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

わだ まさこ  
和田 昌子 (内線2514)

#### 港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

にい ぼやし けんじ  
新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

おく ぼ ひろふさ  
尾久保 裕亮 (内線132)